

第六回

参議院經濟安定・内閣連合委員会會議録第一号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)  
午後二時十二分開会

提出・衆議院送付)

委員氏名

經濟安定委員

佐々木良作君  
西川 昌夫君  
安達 良助君  
帆足 計君  
藤枝 昭信君  
和田 博雄君  
川村 松助君  
横尾 龍君  
池田七郎兵衛君  
奥 むめお君  
藤井 丙午君

内閣委員

河井 彌八君  
カニエ邦彦君  
中川 幸平君  
佐々木鹿藏君  
梅津 錦一君  
一松 政二君  
城 義臣君  
紅露 みつ君  
深川栄左衛門君  
岩本 月洲君  
市来 乙彦君  
下條 康麿君  
町村 敏貴君  
堀 真琴君  
三好 始君

本日の会議に付した事件

○外国為替管理委員会設置法案(内閣)

〔佐々木良作委員長席に着く〕  
○委員長(佐々木良作君) それでは開  
会いたします。外国為替管理委員会設  
置法を問題にするわけですが、經濟安  
定委員会にかつたわけでありま  
す。特に内閣委員会と関係があ  
るものですから、内閣委員会に連合委  
員会を要請いたしまして、そうして成  
規の手続きを経まして、連合委員会を  
開催することにいたしました。最初提  
案理由を政府から聞きまして、それに  
続きましてこの内容の重要点に関する  
説明を、条文について簡単に御説明を  
願ひ、第三番目に一般の質疑に入る、  
こういう予定で審議したいと思ひます  
が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それではさ  
ように取計らいます。先ず本法に対す  
る提案理由の説明をお願いいたしま  
す。

○國務大臣(青木孝義君) 只今上程に  
なりました外国為替管理委員会設置法  
案について御説明申し上げます。外国為  
替管理委員会は本年二月二日総司令部  
覚書第一九六八号を以て設置を指令さ  
れましたので、早急に準備を整えまし  
て、三月十六日政令第五十三号外国為  
替管理委員会令を以ちまして設置いた  
しました。この主たる任務は外国為替  
及び貿易の取引手続の総合的調整、外  
国為替及び貿易に関し関係行政機関の  
権限を明確化すること、及び政府の支

配する為替資金を管理運営すること等  
でありましたが、第一に外国為替及び  
外国貿易管理法第四條の規定により  
まして、委員会の根拠法規は法律によ  
る必要が生じました。

第二に今次国会に上程いたされてお  
ります、外国為替及び外国貿易管理  
法案で規定しております、為替管理の  
構想に副うように、この機会に所要の  
調整を加える必要が生じます。

第三に委員会は十一月一日より、総  
司令部商業勘定の記帳事務を開始いた  
しておりますが、将来商業勘定が総司  
令部から移管される場合も予想いたさ  
れますので、これに備へて所要の調整  
をする必要が生じました。本設置法案  
は二十二条及び附則より成つており  
ますが、この大要を申し上げますと、第  
一に体裁につきましては、各省共通の  
設置法に倣いました。

第二に所掌事務と権限とを、それぞ  
れ第三條と第四條に分けまして、各号  
の規定を一層具体的且つ明瞭にいたし  
ました。

第三に委員会の組織、議事、委員長  
及び委員の任命、任期等につきまして  
は、第五條から第十一條まで、委員の  
数を一名追加いたしました外、ほぼ政  
令の規定に変更を加えずに規定いたし  
ました。

第四に外国為替管理委員会規則を制  
定し得ることにしたこと、事務局に管  
理部と関西事務所を附置しましたこ  
と、及び立入検査の規定を、外国為替  
及び外国貿易管理法に譲りましたこ

と等が、現行の政令第五十三号と相違  
しております主要な点であります。  
以上が提案理由の大要であります。  
何とぞ慎重御審議の上、御採択あらん  
ことをお願いいたします。

○委員長(佐々木良作君) 次いでこの  
法案の条文につきまして、重要点の御  
説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(大久保三郎君) それでは  
はこの法案につきまして、逐条的に主  
な箇所につきまして御説明申し上げま  
す。第一条におきましては、外国為替  
管理委員会を設置いたします目的を掲  
げました。

第二条におきましては、国家行政組  
織法に基きまして、この委員会を設置  
するといふ趣旨を規定しております。  
委員会が総理府外局でございます点は  
現在と同様でございます。

第三条におきましては、外国為替資  
金の適切且つ正当な使用を確保いたし  
ますために、委員会が掌ります事務を  
列挙いたしております。即ち第一号に  
おきまして、この特別会計は内閣総理  
大臣が主管いたしました、その運営お  
は、外国為替管理委員会に行わしめる  
といふ趣旨が規定されております。本  
法案の第三條第二号でございますが、  
為替委員会が外国為替予算が、その予  
算に定められました、支出の限度及び  
条件に従ひまして運用されるようにす  
る、そういう任務を決めたものでござ  
います。外国為替予算は御承知の通  
り、やはり本臨時議院に提出されてお  
ります、外国為替及び外国貿易管理

法案の第三條におきまして、内閣に設  
置され、閣僚審議会が作ることにな  
つております。その詳細につきましては  
は、右の法案の第三條に規定されてお  
ります。設置法案の第三條第三号で  
ございますが、外国為替管理委員会は、  
外国為替銀行等から提出されます為替  
取引に関する報告等を、記録として保  
管いたしまして、関係行政機関の用に  
供するといふことを決めたもので  
ございます。

次いで第四号は、為替管理委員会が  
定期的に、前号によつて保持してあり  
ます完全な記録を整理集計いたしまし  
て、これに基づきまして外国貿易及び貿  
易外を含め、為替取引の数量内容  
につきまして報告書を作りまして、内  
閣総理大臣に提出するといふ任務を掲  
げてございます。

次に第五号でございますが、これは  
為替政策につきまして、この委員会が  
内閣総理大臣、或いは主管の行政機関  
に對しまして、勧告をすることができ  
るといふ趣旨を謳つてございます。

それから次に第四條でございますが  
が、これは委員会の権限を具体的に詳  
細に規定しておりますのでございませ  
が、第一号から第七号までは、これは一  
般の各省の設置法に譲られております  
官房事務でございますから省きまして、  
重要な権限といたしましては第八号及  
び第九号でございます。

第八号は、委員会が為替取引の手続  
を決めます以外に、外国貿易の取引の  
手続につきましても、委員会が委員会

の掌る事項に關します限り協議を受けまして、そしてこの手續の制定について同意を与えるという事を決めてございませう。

次に第九号でございませうが、これは外貨資金を特別会計に集中する手續を決める。それから集中制度を運営しまして、この集中された資金の運用を図るという事を規定してございませう。この二号が委員会の権限といたしまして主要な点でございませう。

尙もう一つ為替予算が運用される場合には、為替銀行がこの予算で決められました制限と条件の範囲内におきまして、外貨を取得しておるかどうか、或いは使つておるかどうか、そういう点につきまして銀行を監督することができるといふことを決めたものでございませう。

それからもう一つ對外取引につきまして、この委員会が決裁条件を決める権限があるといふことも、第十一号において定めてございませう。

現行の委員会令とこの権限の事項につきまして異なります点は、委員の数を只今委員長一名、委員三名でございませうが、事務の増加に伴ひまして、これを委員を一名増加いたしました。委員長以下五名という事に決めましたことと、それから委員会は委員会規則を制定することができるという事、又提案理由にございませう管理部署を設けること、關西事務所を設けること、これらの点が現行の政令と異なる点でございませうが、それ以外におきましては、只今の政令とは殆んど変化がございませう。この管理部署を設けますことは、本年の十一月から総司令部の商業勘定の経理につきまして、委員会が仕

事を与えられたのでございませうが、近く商業勘定を日本側の責任に移管され得ることが予想されますので、その経理又運営のために、新しく管理部署という機構を置きたいという考えでございませう。大体重要な点につきましては只今御説明申上げた通りでございませう。

○委員長(佐々木良作君) 直ちに一般質問に入るわけですが、その前にちよつと、この運営につきまして御相談申上げます。最初内閣委員長と打合せしまして、でき得れば今日中にこの連合委員会を打ち切りたいという予定で掛つたわけでありませうが、今御覧のように出席人員も非常に少いので、同時に速記を返して呉れという要求が非常に強いわけですが、その上に安本長官も今予算に呼ばれておつて、でき得れば半から直にというわけ、さつきから交渉しているわけですが、それに行かなければならぬといふお話なんです、如何いたしますか。ちよつと速記を停止して下さい。

〔速記中止〕  
○委員長(佐々木良作君) 速記を始め

て……  
それでは一般質疑に入る予定であります、都合によりまして、今日はこれで散会したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(佐々木良作君) それでは散会いたします。

午後二時三十一分散会  
出席者は左の通り。

經濟安定委員  
委員長 佐々木良作君  
理事

委員  
西川 昌夫君  
帆足 計君

横尾 龍君  
奥 むめお君  
藤井 丙午君

内閣委員  
委員長 河井 彌八君

理事 中川 幸平君  
佐々木鹿藏君  
梅津 錦一君

深川榮左衛門君  
町村 敬貴君  
堀 真琴君

國務大臣  
青木 孝義君

政府委員  
外國為替管理委員會委員 大久 保太三郎君